

いじめ対策の「い・ろ・は」 8号

令和6年8月 発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

「いじめ問題」における「警察との連携」について

★なぜ警察と連携が必要なのか★

学校は、生徒指導上の諸課題に対して、関係機関と緊密に連携して、適切に支援を行うことが求められており、警察とは非行防止と犯罪被害防止のために※相互連携協定が結ばれ、児童生徒の健全育成と被害防止が図られるようになっていきます。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先にして、いじめ防止対策推進法(第23条第6項)に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要があるからです。

※岡山県警察と県内の教育委員会、私立学校との間で締結された「児童生徒の健全育成に関する岡山県教育委員会(岡山市教育委員会)との相互連携制度に関する協定」

【参考】「学校と警察の連携のヒント」岡山県警察

★警察の強みと役割は何か★

◎ 警察の強み

- ・ 法を根拠とした確かな執行力と説得力
- ・ 法規範の象徴
- ・ 安全と安心

等

◎ 学校における警察の役割

- ・ 児童生徒の安全の確保
- ・ 検挙補導を通じた問題行動の改善
- ・ 対応方針への法的アドバイス
- ・ 児童生徒の規範意識の向上

等



問題発生時の対応だけでなく、児童生徒に社会との関わりやルールの遵守を意識させるといった規範意識の向上を図ることもについても強みを発揮することができます。

【参考】「学校と警察の連携のヒント」岡山県警察

★警察と連携のポイント★



教職員

警察と連携って、難しそう。どうしたらいいのかな？

連携

- ① まずは「相談」から！
 - 判断に迷う場合も、まずは相談することが大切
- ② 「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識！
 - 日々の連携…防犯教室、非行防止教室、交通安全教室、連絡協議会等
 - 緊急時の連携…事件・事故発生時、不審者の出没等
- ③ 「人と人とのつながり」を連携の要に！
 - 保護者や地域に、連携の基準や方針を明確にして理解を得ておく

★連携強化に向けた体制の確認★



教職員

なるほど。ハードルが高いと思ったけれど、既存の取組を活用した情報共有・相談等が大切ですね。

- ① 学校・警察連絡員の指定※¹の徹底
- ② 学校警察連絡協議会等の活用
- ③ スクールサポーター制度※²受け入れの推進

※¹ 学校・警察双方において連絡窓口として想定される担当者の例としては、『学校側…副校長、教頭、生徒指導主事』『警察側…警察署生活安全課長、係長』などが考えられる。

※² 警察署等に配置された、警察官 OB 等の非常勤職員による学校訪問活動において、いじめ問題等の対応への助言を行う。

いじめの事例で、犯罪行為として取り扱われるべき事案とは…??

裏面へ

警察に相談または通報すべきいじめの事例について

学校で起こり得る事案の一例	該当し得る犯罪
○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	※強制わいせつ
○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。	窃盗
○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等
○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。	強要
○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱



【参考】「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省より(事例を一部抜粋)
⇒ 上記以外の掲載事例のほか、警察との連携の徹底についての詳細は、左記二次元コードを参照。

※ 「強制わいせつ」罪は令和5年7月13日より「不同意わいせつ」罪となっている。

【ワンポイント・アドバイス】

◎警察に相談だけでよい？

⇒ 警察に相談・通報を行った事案については、**教育委員会とも共有**します。

◎加害者が分からない場合は？

⇒ 加害者が特定できないインターネット上のいじめ、なかでも**匿名性が高く拡散されやすい児童ポルノ関連**のいじめ事案に関しては、**一刻を争う事態も生じる**ことから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

◎「被害届」は出すもの？

⇒ 「被害届」は、加害者の行為を止め、被害者を守るとともに捜査という観点からの実態の解明につながる可能性を高めます。そうした意義を踏まえれば、関係する保護者の理解を得ながら「被害届」の提出について警察と相談し、前向きに検討を行うことも大切と言えます。

なお、「被害届」が提出された場合、学校は全教職員による**加害者・被害者の見守り体制を整える**とともに、**被害者の心身の安心と安全の確保**に全力で取り組むことが必要です



夏季休業中のミニ研修

本号で取り上げた警察との連携(例「連絡窓口となる担当職員(連絡員)について」等)や、いじめ問題対策基本方針の見直し、スクールサポーター制度の受け入れ等、校内で確認が必要なことがないか話し合ってみましょう!

